

(別 紙)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度に係る公費助成の現状維持と継続を求める意見書（案）

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員にとっても、安心して働き続けるための重要な制度となっている。

現在、保育所・幼保連携型認定こども園に係る退職手当共済制度については、退職手当金の支給に要する費用の一部を国及び都道府県が公費により負担している。

令和7年4月24日の社会保障審議会福祉部会において、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体とのイコルフットィングの観点及び「こども未来戦略」に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることが示されている。

一方、少子化対策及び子育て支援施策を着実に推進していくためには、その基盤となる保育人材を安定的かつ継続的に確保していくことが不可欠である。保育現場では、職員配置基準の改善等が進められる中、必要な保育人材の確保は引き続き重要な課題となっている。

こうした中、退職手当共済制度に対する公費助成が廃止又は削減された場合、保育所・幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人の負担が増大し、職員の処遇や人材確保に大きな影響を及ぼすことが懸念される。また、その負担を施設運営費の中から捻出することとなれば、保育サービスの質や子どもたちの保育環境にも影響が及ぶおそれがある。

保育人材が安心して働き続けることのできる環境を確保し、質の高い保育を安定的に提供していくことは、子どもたちの健やかな育ちを支えるとともに、少子化対策及び子育て支援施策を推進する上でも極めて重要である。

よって、国においては、保育所・幼保連携型認定こども園に係る社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、保育人材の確保及び職員の処遇の安定並びに保育サービスの質の維持・向上を図る観点から、現行の公費助成水準を維持し、今後も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		